

認定就農者制度について

就農相談

農林水産事務所農業改良普及課（生産技術指導及び経営指導・就農計画作成支援）
愛知県農業会議（研修・農地、家屋等の情報提供）
（財）愛知県農業振興基金（就農支援資金の貸付）

就農計画の作成及び知事認定

- ・将来計画を就農計画にまとめ知事に認定申請します。
- ・農林水産事務所で認定会議を開催、認定基準を満たせば「青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法」に基づき知事認定され、認定就農者となります。

認定基準

15歳以上65歳未満の者。
40歳以上の者は近代的な農業経営に活用できる職歴（知識等）を有する者。
将来、県内で就農し年間150日以上農業に従事すること。
経営開始5年後、就農先の市町村の認定農業者の所得目標の概ね25%（200～250万円）以上の所得が見込まれること。
法人等に就業する場合は、農業生産における特定部分に担当責任を持つこと。
定められた研修教育施設等で一定期間の研修を行う、又は行った者。

農業研修

- ・経営開始に必要な生産技術・経営管理能力を習得する。
- ・研修先は、農業大学校（農学科、ユウファーマーズ研修）、国内外先進農家等があります。
- ・認定就農者は、研修に必要な就農支援資金（月5～15万円、無利子：就農研修資金）が借りられます。

就農、農業経営開始

- ・認定就農者は、住居の確保、整備などに利用できる就農支援資金（200万円、無利子：就農準備資金）が借りられます。
- ・中山間地等条件不利地域に就農した場合、就農支援資金（就農研修と準備資金のみ）の償還金の2/3が助成される制度があります。
- ・認定就農者は経営開始に必要な農業施設・機械等を整備する就農支援資金（最高3,700万円、無利子：就農施設等資金）が農協等の金融機関から借りられます。
- ・農業法人等へ就業希望者には、農業大学校又は愛知県農業会議が就職斡旋、情報提供します。